

令和4年度第2回地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター評価委員会 会議録（議事に係るご意見・ご質問の整理）

（議事） 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター役員報酬等規程の一部改正に対する意見聴取について

	評価委員会からのご意見・ご質問	法人からの回答
1	原案に賛成いたします。	
2	特にありませんが、監事の月額50,000円は実質減額になるのでしょうか。	<p>従前の監事業務に係る報酬についての実態としては、各月の会議（理事会及び定期監査）への出席日数に応じて支給を行っていましたが、実際の監事業務として、月次での財務諸表のチェックや法人決算の取りまとめ等の通年で業務も行っており、当該業務に対する対価は支払われていなかったのが実情でした。</p> <p>こうしたことから、従前の監事報酬については、何をもって監事業務に対する適正な対価か不明確な点があったこともあり、この度、通年ベースでの報酬体系として月額での監事報酬とするように改正させていただきました。</p> <p>なお、報酬額については、他団体の状況等を勘案し、月額50,000円とさせていただきます。</p>
3	異論ありません。	
4	承認します。 監事報酬の実績が不明なので、強化するにあたり改正案が適切であるか判断ができませんが、日額から月額に変更すること、同様の公的医療機関との比較から承認としました。	監事の報酬実績につきましては、追加でご送付させていただきました資料4-③「監事報酬実績」をご参照ください。
5	お示しいただいた監事報酬を日額から月額制に変更する理由は妥当であると思われる。 経営上の収支バランスからの妥当性については、詳しい評価委員の意見を伺いたい。	
6	特に意見はありません。	
7	<p>会議資料によれば、監事の業務については、その充実を図り、単純に日数で換算できないものを含め、切れ目なく担わせていく必要があることから、スポット的に現地で業務を行ったことに対し報酬を支払う日額制よりも、月額制の方が望ましいとのことだが、これには合理性がある。</p> <p>また、報酬額についても、他の事例及び今後の監事の業務活動内容に照らせば従前と比べ、高額とは言えない。</p> <p>東千葉メディカルセンターにおいては、給与等について、不正事案が発生するとともに収賄の容疑で逮捕者がでるなど、ガバナンスの早急な確立・職員における規範意識の醸成が求められているところであり、新たな監事に期待される役割は大きく、新たな監事監査規程の下、監事には、法人執行部会議への出席等を通じ、法人と連携を密にして業務を全うしていただくことを期待する。</p>	
8	なし	
9	賛同致します。	
10	なし	